

株 主 各 位

大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号  
株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
代表取締役社長 北 山 雅 一

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 開催日時 平成28年12月21日（水）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 3階
3. 会議の目的事項  
報告事項 第28期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www2.cap-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年10月1日から)  
(平成28年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による一連の経済施策や日銀による金融緩和により、足取りは鈍いながらも企業収益や雇用情勢の改善傾向が続いております。また、景気の先行きにつきましても、海外経済の弱さや米国新大統領による経済政策の不透明感が国内景気を下押しするリスクに留意する必要があるものの、緩やかな回復基調の継続が見込まれます。

当社が属する情報サービス産業におきましては、金融機関を中心として設備投資は堅調に推移しておりますが、投資やサービスの効果に対する顧客要求の高まり、保守・運用コスト削減ニーズに加えて、開発技術者不足が続いていることなど、価格競争の厳しさ及び今後の製造原価上昇の懸念は続いております。

このような環境の中、当社においては、生命保険会社向けの①ライフプランシステム、②エステートプランシステム、③設計書システム、④申込書システム、⑤生命保険契約ペーパーレスシステム等の販売を強化し、バックオフィス業務の省略化、効率化を実現するフロントエンドシステムの開発を進めました。またシステムプラットフォームを活用した富裕層向けの資産管理コンサルティング契約の獲得も継続いたしました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高4,242,229千円（前期比30.9%増）、営業利益248,301千円（前期比42.2%増）、経常利益249,992千円（前期比48.6%増）、当期純利益150,581千円（前期比57.5%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 市場のニーズに応えるシステムの開発及び提供

当社は主に生命保険会社をはじめとする金融機関にシステムを開発・提供しております。金融機関は、取扱う金融商品の増加及び消費者ニーズの多様化に対応するため、金融商品の販売に関する業務プロセスを効率的に運営する必要に迫られているほか、金融商品取引法及び保険業法等、関連する法令諸規則を遵守しなければなりません。金融機関は効率性と遵法性を両立させた業務プロセスを構築して運用することが求められており、ここに当社が開発・提供するシステムを導入する必要性があるものと認識しております。

このような環境の中、昨今の金融機関のITシステム投資は堅調に推移してきており、当社を含むシステム会社各社が、前述の金融機関が抱える課題を解決するためのシステムを市場に供給しているため、競争が激化しております。当社はこのような事業環境の中、市場のニーズに応えるシステムを継続的に開発・提供することが課題であると認識しております。

この課題に対処するため、当社では金融機関の業務プロセスに必要なシステムの新規開発を志向する金融機関との取引関係の維持・強化、最新のシステム技術動向についての情報収集及び金融機関の販売業務に関する法令諸規則についての情報収集等を通じて、市場をリードする新規システムを開発・提供してまいります。

##### ② 既存販売先との取引関係の維持及び新規販売先の開拓

当社は特定の保険会社への販売比率が高い状況にあります。金融機関以外に保険商品の販売代理店、会計事務所、ファイナンシャルプランナー等にもシステムを販売しておりますが、その数は限定的です。

このため、当社は、特定の販売先の取引金額の多寡が当社業績を大きく変動させるなど、特定の販売先への売上依存が当社の収益基盤を不安定なものとする要因となっていることが課題であると認識しております。

当社では、この課題に対処し、収益を安定的に確保するため、既存販売先との取引関係を維持・強化し、販売先のシステム投資予算に占める当社受注比率を高める一方、既に開発したシステムの新規販売先（保険会社、銀行、証券会社等）への提供及び金融サービスプラットフォームを運営する企業との業務提携の推進等によって、新規販売先の数を増加させる方針としております。

③ 受託開発収入以外の収益形態の拡大

当社の売上高は、受託開発収入、使用許諾収入、保守運用収入及びコンサルティング収入で構成されておりますが、受託開発収入の比率が高い状況にあります。

受託開発収入は、案件の獲得、失注及び納期のずれ込み等により、収益が大きく変動する可能性があり、これを課題と認識しております。

当社では、この課題に対処するため、受託開発収入以外の収益形態による売上高を増やす方針としております。具体的には、受託開発収入、システム利用者数及びシステムに登録された資産に連動した使用許諾収入を得る収入形態の採用、付加価値の高いサービスの開発並びにコンサルティング収入を得るための営業活動の推進等により、顧客から得る収益形態を多様化させる方針としております。

④ 利益の確保及び利益率の向上

当社が開発・提供するシステムは「フロントエンドシステム」であり、システムの利用者（金融機関の営業担当者や金融商品の購入を検討する顧客等）が直接システムを操作することに特徴があります。販売先ごとに異なるシステムを開発・提供する必要があることに加え、システム利用者の操作のし易さについても配慮しなければならないことから、開発過程において、一般的な基幹系システムよりも比較的多くの作業工数を費やす必要があります。厳格な工数管理を実施することが、利益を確保し利益率を向上させるための課題であると認識しております。

当社では、この課題に対処するため、社内にプロジェクトの進捗状況を管理する会議体を設けており、この会議体の運用を徹底することで、プロジェクト損失を回避してまいります。また、開発・提供にあたって多くの作業工数を必要としない既存のシステムをパッケージ化して新規取引先に販売すること等により、利益の確保及び利益率の向上を実現させる方針としております。

⑤ 優秀な人材の確保

昨今、当社が属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、優秀な人材の確保が比較的困難な状況となっております。また、当社は金融商品の販売に係る諸問題を解決するためのシステムを提供しているため、当社従業員はシステムだけではなく金融知識に習熟していることが求められます。

こうした中、当社が事業を継続的に遂行し、より付加価値の高いサービスを提供するため、新規採用、中途採用のほか、人材教育（例えば、社内eラーニングシステム、社内講習及び外部教育機関を活用し、業務知識、開発技術の教育）をさらに強化してまいります。

⑥ 海外展開

昨今、日本を除く東アジア地域において、日本に比べ若い世代の資産家が増加しており、特に国家による社会保障制度の整備が遅れている地域の企業家及び富裕層にとって、個人の資産管理は重要な課題となっております。

当社はこれを商機と捉え、当社が日本国内において開発したシステムを海外で提供することを目的に、世界各地で開催されるカンファレンスへの出展を継続的に実施しております。現在、継続的に収益を獲得できるようなプロジェクトはありませんが、将来の収益源となるよう、今後も継続的に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第25期	第26期	第27期	第28期（当期）
		平成26年3月期	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
売 上 高（千円）		2,227,699	1,271,675	3,240,619	4,242,229
営業利益又は 営業損失（△）（千円）		△101,743	87,892	174,561	248,301
経常利益又は 経常損失（△）（千円）		△106,151	87,991	168,287	249,992
当期純利益又は 当期純損失（△）（千円）		△108,090	54,920	95,593	150,581
純 資 産（千円）		594,328	649,277	737,213	862,291
総 資 産（千円）		1,448,552	1,541,939	2,287,183	2,495,699
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）		△42,488円29銭	21,588円23銭	37,576円14銭	147円98銭

- (注) 1. 第26期は決算期変更により、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月間となっております。
2. 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。

(6) 主要な事業内容

① システム・インテグレーション業務

生命保険会社、銀行、証券会社に対し、オープン・システム（様々なメーカーのソフトウェア・ハードウェアを組み合わせる構築されたシステム）を前提とし、ハードウェア、ソフトウェアのインフラにとらわれないアプリケーションシステムのコンセプト・メイクから実装までを行っております。

- 1) 生命保険会社向けシステム・・・保険設計書・申込書発行システム、契約者向け保険情報提供サイト、顧客管理（CRM）システムの構築（Web版、PC版）、ライフプランニング、公的年金試算、リタイアメント・シミュレーション・システムの構築（Web版、PC版）
- 2) 銀行・証券会社向けシステム・・・投資信託・生命保険・個人年金保険窓口販売支援システム、窓口販売用ポータルフォリオ設計システム、個別銘柄選択システム（Web版、PC版）、確定拠出年金契約者向け情報提供システム、将来資金運用予想システムの開発（Web版）

- ② 統合資産管理システムWMW (Wealth Management Workstation)の提供  
WMWをクラウドコンピューティングの環境において提供し、使用ライセンス数及び管理口座数に基づく使用料課金を行っております。
- ③ 統合資産管理システムWMWを活用した資産家向けエステートプランニングの提供  
資産家の依頼に基づき、WMWを活用しながら、当該ファミリーの全資産の現状分析を行い、事業承継、財産承継対策案を立案し、実行しております。
- ④ セールスオートメーションシステムであるエステートプランナーの提供  
金融機関の販売員へ相続・財産承継の知識をタブレットPC上で教育するとともに、① YES・NOの質問だけで顧客プロファイリングを行い、②相続ニーズを分析し、③生命保険、遺言、信託等の提案、さらには④相続税・最適贈与額を試算するセールスオートメーションシステムであるエステートプランナーを提供しております。
- ⑤ 投資教育、プライベートバンキング、ファイナンシャルプランニング教育事業、その他ポートフォリオ理論、生命保険理論、不動産ビジネス、税法から構成されるプライベートバンキング教育及びファイナンシャルプランニング教育を行っております。また、投資教育コンテンツを開発し販売員のためのユースウェアを提供しております。

(7) 主要な事業所（平成28年9月30日現在）

事業所名	所在地
本社	大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号
東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目16番1号

(8) 従業員の状況（平成28年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201名	30名増	37.2歳	5.0年

- (注) 1. 従業員には臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。  
3. 当事業年度末において、従業員数が前事業年度末に比べ30名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

## (9) 主要な借入先（平成28年9月30日現在）

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	363,899
株式会社三井住友銀行	252,791
株式会社池田泉州銀行	231,973
株式会社近畿大阪銀行	176,437

## (10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年10月7日に東京証券取引所JASDAQ市場へ上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,017,924株（うち自己株式 324株）  
(3) 株主数 84名（前期末比 -名）  
(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
合同会社フィンテックマネジメント	222,400	21.86
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	170,400	16.75
投資事業組合オリックス6号	80,000	7.86
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合	64,000	6.29
北山雅一	54,800	5.39
イノベーション・エンジン三号投資事業有限責任組合	52,000	5.11
元気企業投資事業有限責任組合	40,000	3.93
池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合	40,000	3.93
とっとりチャレンジ応援ファンド投資事業有限責任組合	40,000	3.93
里見努	26,000	2.56

(注) 1. 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。

2. 持株比率は自己株式(324株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

名 称	第 1 回新株予約権
発行決議日	平成20年 3 月28日
割当日	平成20年 3 月31日
保有人数及び新株予約権の個数 当社取締役（社外取締役を除く）	4 名 214個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 85,600株（注） 1
新株予約権の払込金額	無償
権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額	750円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の 資本組入額	法令に定める資本金等増加限度額の 2分の1に相当する額
新株予約権の行使期間	平成21年 4 月 1 日から 平成30年 3 月28日まで
新株予約権行使の条件	（注） 2

（注） 1. 当社は、平成28年 5 月27日付で普通株式 1 株につき400株の株式分割を行っております。

#### 2. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 山 雅 一	
常 務 取 締 役	洪 峻	システムソリューション事業本部
取 締 役	里 見 努	システムソリューション事業本部
取 締 役	馬 野 功 二	総務経理管理部 システム管理部
取 締 役	名 越 秀 夫	生田・名越・高橋法律特許事務所代表 ソフトプレーン株式会社 監査役 アマタホールディングス株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	喜 多 勉	
監 査 役	鵜 川 正 樹	鵜川公認会計士事務所長 監査法人ナカチ 社員 株式会社アドウェイズ 監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特 任教授
監 査 役	三 木 正 己	

- (注) 1. 取締役 名越秀夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 喜多勉及び三木正己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 鵜川正樹は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役 名越秀夫、監査役 喜多勉、監査役 三木正己を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（人）	支給額（千円）
取 締 役	5	156,219
監 査 役	3	23,980
合 計	8	180,199

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成20年6月20日開催の第19回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内と決議いただいております。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労金の引当額12,000千円（取締役11,000千円、監査役1,000千円）が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役 名越秀夫、監査役 喜多勉、監査役 鶴川正樹、監査役 三木正己と責任限定契約を結んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	名 越 秀 夫	すべての取締役会に出席し、議案審議等に必要 な発言を適宜行っております。 また、業務執行報告書により、意思決定が歪む ような事象が発生していないかの確認を行って おります。
常 勤 監 査 役	喜 多 勉	当社の常勤監査役として、常時、監査業務に従 事しております。すべての取締役会、監査役会 に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っ ております。 また、監査役会を主催し、非常勤の監査役と連 携をとっております。
監 査 役	三 木 正 己	すべての取締役会、監査役会に出席し、議案審 議等に必要の発言を適宜行っております。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

社外役員3名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、24,030千円であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円

(注) 会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人仰星監査法人に対し、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度（責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役職員のコンプライアンス意識の浸透や向上のために必要と判断される事項を実行し、全社的コンプライアンス体制の充実を図る。
- ② 内部通報制度を整備し、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう取り組む。
- ③ 内部監査室の内部監査を通じて、コンプライアンスの運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
- ④ 監査役は、監査役監査規程等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクについては、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスクを評価し、対応策を検討する。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、取締役会または経営会議で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
- ② 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ③ 取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講じる。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立、取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該補助使用人を指名することができる。
  - ② 指名された補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
  - ③ 指名された補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役との事前協議を経て決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席し、又、必要に応じて取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
- (8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
  - ② 監査役に報告をした者が、当該報告を理由として人事上その他一切の点で、当社から不利な取扱いを受けない。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を行う。
  - ② 監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受け、定期的に情報交換を行う。
  - ③ 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
  - ④ 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

< 当社の運用状況 >

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
CAP行動憲章を定め、毎月コンプライアンス委員会を開催し、全従業員に対しては、コンプライアンスセルフチェックを年2回及びコンプライアンス教育を年1回実施しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアル等に基づき、適切に管理、保存しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
情報セキュリティ委員会を毎月開催し、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに準じた業務運営を実施しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、当社に子会社等は存在いたしません。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
現状では、補助使用人を置いておりませんが、監査役からの要請があれば、直ちに置くこととしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役報告規程を制定しており規程に準じた運用が実施されております。
- (8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役報告規程に定めております。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役からの請求の都度適切に処理しております。
- (10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
毎月代表取締役と監査役との意見交換会を実施しており、十分な意思疎通と信頼関係を深めております。



(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	1,944,663	I 流動負債	1,280,654
1 現金及び預金	491,680	1 買掛金	211,777
2 売掛金	1,182,903	2 短期借入金	550,000
3 仕掛品	226,633	3 1年内返済予定の長期借入金	273,585
4 前払金	27,667	4 未払金	74,123
5 前払費用	1,580	5 未払法人税等	91,910
6 繰延税金資産	14,585	6 未払消費税等	2,370
7 その他	776	7 前受金	63,456
貸倒引当金	△1,164	8 預り金	12,538
II 固定資産	551,036	9 受注損失引当金	892
1 有形固定資産	133,060	II 固定負債	352,754
(1) 建物	84,837	1 長期借入金	290,424
(2) 工具、器具及び備品	48,223	2 役員退職慰労引当金	12,000
2 無形固定資産	116,793	3 資産除去債務	47,954
(1) ソフトウェア	82,221	4 その他	2,376
(2) ソフトウェア仮勘定	33,642	負債合計	1,633,408
(3) その他	930	(純資産の部)	
3 投資その他の資産	301,181	I 株主資本	862,296
(1) 投資有価証券	18,494	1 資本金	153,240
(2) 出資金	101	2 資本剰余金	34,306
(3) 長期前払費用	406	(1) 資本準備金	34,306
(4) 繰延税金資産	4,130	3 利益剰余金	674,992
(5) 差入保証金	195,072	(1) 利益準備金	4,003
(6) 保険積立金	82,976	(2) その他利益剰余金	670,989
		繰越利益剰余金	670,989
		4 自己株式	△243
		II 評価・換算差額等	△5
		1 その他有価証券評価差額金	△5
		純資産合計	862,291
資産合計	2,495,699	負債・純資産合計	2,495,699

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,242,229
売上原価		3,234,382
売上総利益		1,007,847
販売費及び一般管理費		759,546
営業利益		248,301
営業外収益		
受取利息及び配当金	96	
品質保証引当金戻入額	1,687	
受注損失引当金戻入額	1,183	
雑収入	10,116	13,084
営業外費用		
支払利息	11,077	
その他	315	11,393
経常利益		249,992
税引前当期純利益		249,992
法人税、住民税及び事業税	102,195	
法人税等調整額	△2,784	99,411
当期純利益		150,581

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年10月1日残高	153,240	34,306	3,816	546,035	549,851	△243	737,155
当期変動額							
利益準備金の積立			187	△187	—		—
剰余金の配当				△25,440	△25,440		△25,440
当期純利益				150,581	150,581		150,581
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	187	124,954	125,141	—	125,141
平成28年9月30日残高	153,240	34,306	4,003	670,989	674,992	△243	862,296

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成27年10月1日残高	58	737,213
当期変動額		
利益準備金の積立		—
剰余金の配当		△25,440
当期純利益		150,581
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63	△63
当期変動額合計	△63	125,077
平成28年9月30日残高	△5	862,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法。

#### ② 無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。但し、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当事業年度に対応する発生予想額を計上いたしますが、当事業年度の計上はありません。

#### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社において、当事業年度より役員退職慰労金規程を新設したことに伴い、役員退職慰労引当金を計上しております。これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ12,000千円減少しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積は、原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 151,822千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	550,000千円
差引額	150,000千円

#### 4. 株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
発行済株式 普通株式	2,544.81	1,015,379.19	—	1,017,924
自己株式 普通株式	0.81	323.19	—	324

- (注) 1. 当社は平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。  
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,015,379.19株は、平成28年5月27日の株式分割による増加であります。  
 3. 普通株式の自己株式数の増加323.19株は、平成28年5月27日の株式分割による増加であります。

(2) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 116,800株

(注) 当社は平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月21日 定時株主総会	普通株式	25,440	10,000	平成27年9月30日	平成27年12月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年12月21日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,668	38	平成28年9月30日	平成28年12月22日

## 5. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

### 繰延税金資産

#### ①流動資産

未払事業税	7,181
未払金	5,237
その他	3,037
小計	15,456
評価性引当額	△870
計	14,585

#### ②固定資産

減価償却超過額	9,748
役員退職慰労引当金	3,669
資産除去債務	14,664
その他	613
小計	28,695
評価性引当額	△16,025
計	12,670
繰延税金負債(固定)との相殺	△8,539
繰延税金資産(固定)の純額	4,130
繰延税金資産合計	18,715

### 繰延税金負債

#### ①固定負債

建物	△8,539
小計	△8,539
繰延税金資産(固定)との相殺	8,539
繰延税金負債(固定)の純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割等	0.5%
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	4.2%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>39.8%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から、平成28年10月1日及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が860千円減少し、法人税等調整額が860千円増加しております。

## 6. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	491,680	491,680	—
②売掛金	1,182,903	1,182,903	—
③投資有価証券	274	274	—
資産計	1,674,858	1,674,858	—
①買掛金	211,777	211,777	—
②短期借入金	550,000	550,000	—
③未払金	74,123	74,123	—
④未払法人税等	91,910	91,910	—
⑤長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	564,009	557,033	△6,975
負債計	1,491,820	1,484,844	△6,975

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### ①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### ③投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格等によっております。

## 負債

### ①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ⑤長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	18,220
差入保証金	195,072

市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

## 7. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額 847円38銭

(2) 1株当たり当期純利益 147円98銭

(注) 当社は平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 公募による新株式発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成28年10月7日をもって同取引所JASDAQ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、平成28年9月1日及び平成28年9月15日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成28年10月6日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は300,440千円、発行済株式総数は1,177,924株となっております。

①募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②発行する株式の種類及び数：普通株式 160,000株

③発行価格：1株につき 2,000円

④引受価額：1株につき 1,840円

⑤資本組入額：1株につき 920円

⑥引受価額の総額： 294,400千円

⑦資本組入額の総額：147,200千円

⑧払込期日：平成28年10月6日

⑨資金の使途：受託案件に関する運転資金のうち外注加工費及びシステム技術者等の採用費用に充当する予定であります。

(2) 第三者割当による新株式発行

当社は、平成28年9月1日及び平成28年9月15日開催の取締役会において、野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社株式の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を次のとおり決議し、平成28年11月7日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は322,520千円、発行済株式総数は1,201,924株となっております。

①発行する株式の種類及び数：普通株式 24,000株

②引受価額：1株につき 1,840円

③資本組入額：1株につき 920円

④引受価額の総額： 44,160千円

⑤資本組入額の総額： 22,080千円

⑥払込期日：平成28年11月7日

⑦割当先：野村証券株式会社

⑧資金の使途：受託案件に関する運転資金のうち外注加工費及びシステム技術者等の採用費用に充当する予定であります。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 許 仁九 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年9月1日及び平成28年9月15日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、平成28年10月6日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年9月1日及び平成28年9月15日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成28年11月7日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月22日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役会

常勤監査役 喜多 勉 ㊟  
(社外監査役)

監査役 鵜川 正樹 ㊟

社外監査役 三木 正己 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金38.00円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は38,668,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年12月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月20日開催の第19回定時株主総会において、年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)とご決議いただき今日に至っており、また、現在の監査役の報酬額についても、平成20年6月20日開催の同総会において、年額4千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、今回報酬設計の柔軟性を高めるために、取締役及び監査役それぞれについて、報酬額を改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬額については、年額5億円以内(うち社外取締役分は年額4千万円以内)、監査役の報酬額については、年額5千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在、取締役は5名(うち、社外取締役1名)であり、監査役は3名(うち、社外監査役2名)でございます。

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式数
あおき こういち 青木 浩一 (昭和38年8月23日)	昭和63年10月 Deloitte Haskins & Sells Japan 監査法人三田会計社（現有限責任監査 法人トーマツ）東京事務所入所 平成4年8月 公認会計士登録 平成7年7月 Deloitte Touche Italy S.p.A. ミラノ 事務所出向 平成23年12月 当社入社 内部監査室 内部統制評価 担当 部長 平成26年1月 コンサルティング部 部長 平成27年1月 総務経理管理部 部長（現任）	400株

- (注) 1. 青木浩一氏は新任の取締役候補者であります。  
2. 青木浩一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年12月21日付にて三木正己社外監査役が辞任するため、補欠監査役として選任してしました川上章夫氏が社外監査役に就任いたします。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、川上章夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

また、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
くぼり よしゆき 久堀 好之 (昭和29年1月18日)	昭和62年4月 新日本監査法人入所 平成2年2月 公認会計士登録 平成2年5月 税理士登録 平成5年4月 久堀好之公認会計士-税理士事務所開設 平成15年6月 株式会社ライオン事務器 社外監査役 就任(現任)	400株

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 久堀好之氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。

3. 久堀好之氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、公認会計士さらに税理士として専門的な知識・経験及び経営全般についての幅広い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断したためであります。

4. 当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、久堀好之氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 久堀好之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場：大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号

ホテル エルセラーン大阪 3階



- JR東西線「北新地駅」より徒歩5分
- JR「大阪駅」より徒歩10分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩5分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」より徒歩8分